

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会
訪問介護相当サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、適正な訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況を把握し結果を介護予防支援事業者等へ報告するものとする。

3 事業の実施に当たっては、柳井市、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人柳井市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

(2) 所在地 山口県柳井市南町三丁目9番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常 勤 1名	・ 職員の管理、指導、業務の統括。
サービス提供責任者	常 勤 2名以上	・ 訪問介護相当サービス個別計画等の作成・変更、利用の申し込みに係る調整。 ・ 利用者の状態やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等介護予防支援事業者等との連携に関すること。 ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

訪問介護員	常 勤 3名以上 非常勤 (専従) 10名以上 (兼務) 1名以上	・訪問介護員の能力及び希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。 ・訪問介護相当サービス計画に基づき訪問介護相当サービスの提供に当たる。 (常勤2名、非常勤1名はサービス提供責任者)
-------	---	---

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日に関する法律に定める日、年末年始(12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 緊急時等、電話により24時間連絡が可能な体制とする。

(サービスの内容)

第6条 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護相当サービス個別計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- (3) 生活援助に関する内容

(利用料等)

第7条 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、柳井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業実施区域を越えて行う指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を必要に応じて徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、柳井市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、

その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情への対応)

第10条 事業所は、指定訪問介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、柳井市及び山口県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待防止のための指針に基づき、虐待防止検討委員会を設置し責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を可能な限り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

4 事業所は、訪問介護相当サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から2年間保管する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。